

一方、ブラジル人のほとんどが「身分に基づく在留」資格である。それは、1989年の入管法改正に伴って1990年以降「日本人の配偶者等」あるいは「定住者」の資格（いずれも「身分に基づく在留」資格）での滞在者が増えたことによる。ただし、出入国管理統計をみると入国時にはほとんどが「短期滞在」の資格であるため、滞在中に就労可能な資格に変更していることがうかがえる。そして、「身分に基づく在留」者数が増加傾向にあるもののその内訳をみると、2000年頃から徐々に「日本人の配偶者等」の資格で滞在する者が減少し、他方で永住者が増加していることから、滞在期間が長期化する傾向が示唆される。そして、2008年から09年にかけて在留登録者数が急減した背景には「日本人の配偶者等」および「定住者」の減少がある。とりわけ定住者の減少は顕著で、リーマンショックに端を発した不況のなかで、これまで日系人派遣労働者が担ってきた分野の労働力需要が大幅に減少したために生じた失業、それに伴う帰国者の増加、ならびに新規入国者の減少が直接的な原因とみられる。ちなみに、2009年4月から翌年3月までの一年間、厚生労働省は「日系人離職者に対する帰国支援事業」⁵⁾を実施した。これは、再就職を断念し帰国を希望する者に支援金を支給するものであるが、この事業により約2万人のブラジル人が帰国した。『出入国管理月報』によれば、月別にみたブラジル人の出国ピークは同事業の始まる直前の2009年1月から3月であるが、その後の出国を一定程度促進した可能性はある(図8)。ただしその一方で、永住者が依然増加を続けていることは注目される。

そのような短期間における大量の外国人の出国が全国一律ではなく、特定の地域に大きく偏在しているならば、地域人口に及ぼす影響も少なくない。そこで、ブラジル人人口の2009年における地域別増減数をみると特定の県、あるいは地域に集中していることがわかる(図9)。最も減少したのは愛知県で1年間に1万人以上にのぼり、静岡県をはじめその周辺の県でも大きく減少している。それは、愛知県を中心とする自動車関連産業の立地点に起因しており、この間の経済危機による外国人解雇等の影響を如実に示している。また、そのようなブラジル人をはじめとする外国人人口の動向は、地域人口、特に小地域の人口に多大な影響を及ぼすと考えられる。

5) この事業では、対象者を「事業開始以前(平成21年3月31日以前)に入国して就労し離職した日系人であって、我が国での再就職を断念し、母国に帰国して、同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないこととした者及びその家族」とし、「本人1人当たり30万円、扶養家族については1人当たり20万円」を支給した。

図8 ブラジル人の月別出入国数

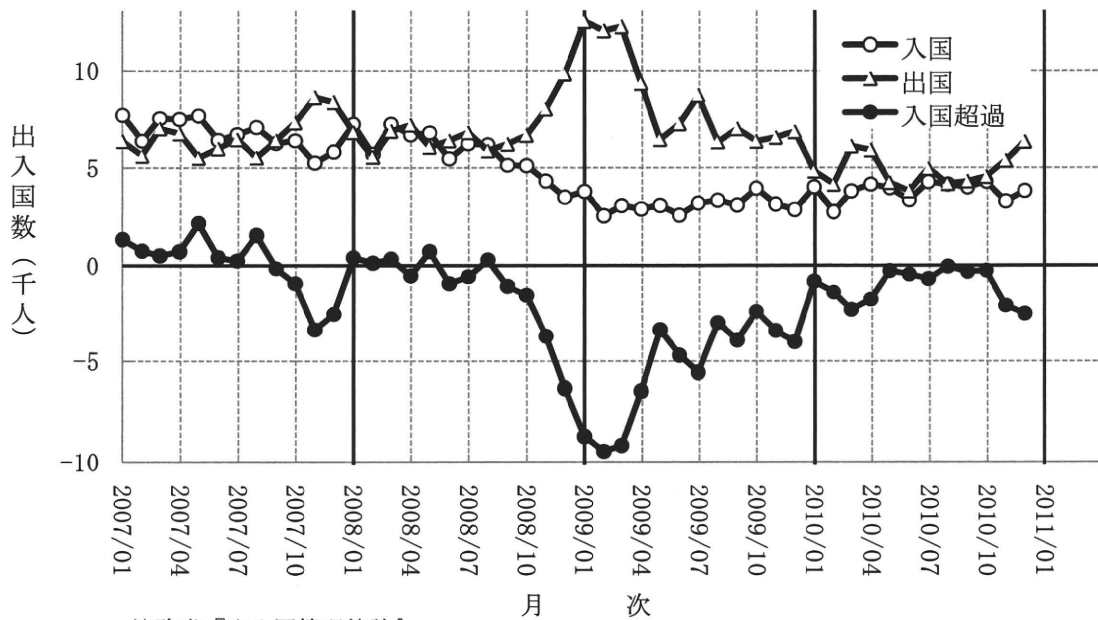
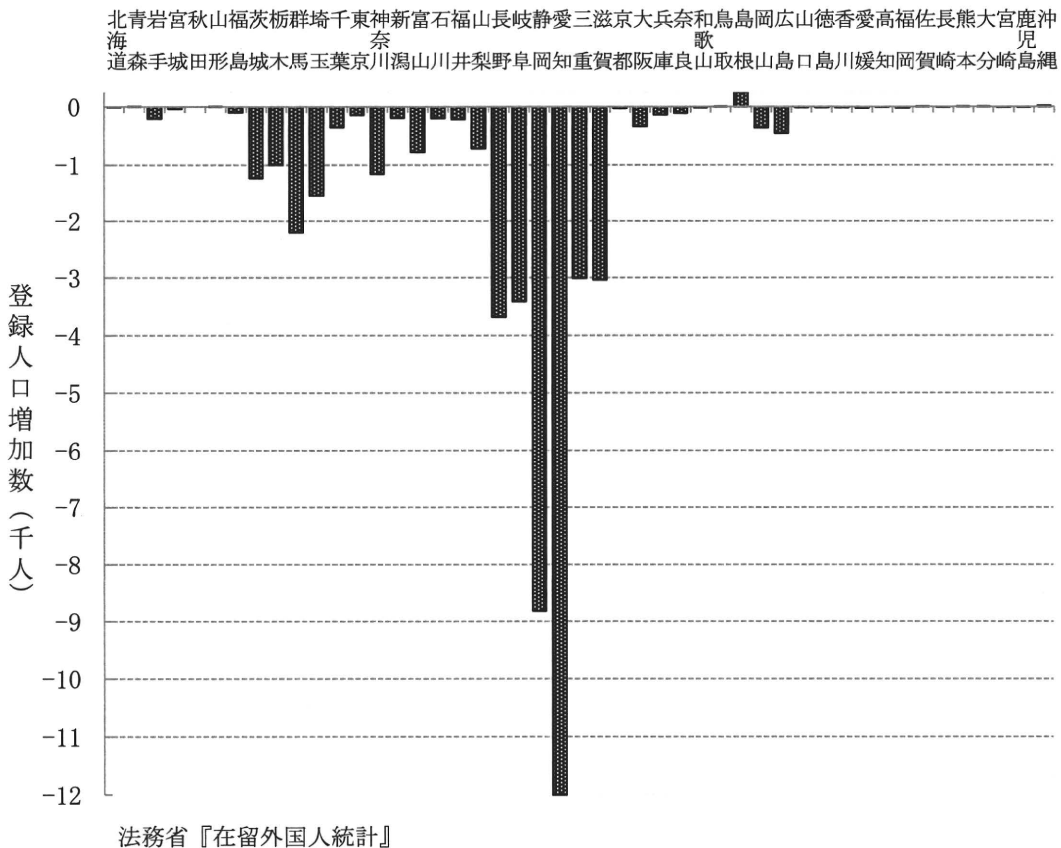


図9 ブラジル人登録人口増減数：2009年1月～12月



韓国・朝鮮国籍の登録外国人人口は1991年末をピークに減少しているが、これは「特別永住者」が確実に減少していることが主な原因である。戦前から日本に居住する人口が高齢化に伴って減少する一方で、近年になって日本に入った比較的若い層の滞在期間が長期化することで、「永住者」を中心に「身分に基づく在留」が増加する傾向がみられる。しかしながら、「身分に基づく在留」の伸びは緩やかであり、「特別永住者」の減少を補うほどの勢いはみられない。

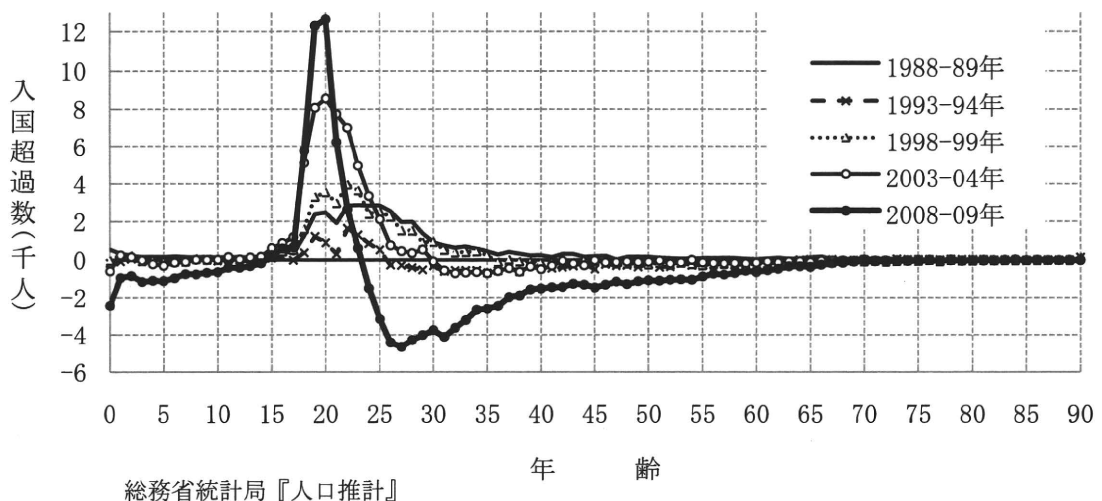
フィリピン国籍の人口動向にも特徴がみられる。一貫して「日本人の配偶者等」を中心に「身分に基づく在留」資格者が安定して多数を占めているが、それ以外をみると、2004年までは「興行」を主とした「専門的・技術的分野」の資格での滞在する者が最も多く、「身分に基づく在留」者も急速に増えている。2005年に「興行」の在留資格を厳格化して以降、同資格での滞在者は激減する一方で、とりわけ「永住者」が急増していることから、フィリピン国籍の人口は総じて増加傾向にある。フィリピンの場合、在留人口の8割近くが女性という、在留人口の多い他の出身国とは異なる特徴がみられるため、滞在期間の長期化に伴う在留資格の変更や国籍異動にも留意が必要である。

以上の状況から、わが国に長期滞在する外国人の特徴として以下の点が挙げられる。①出身国籍によって主な在留資格が異なる。②最終的な滞在目的は就労可能な資格、あるいは定住に集約される。そして、就労を伴う長期滞在者が増える過程で、必然的に永住者や日本人の配偶者等が増加している。これらは、外国人のわが国での滞在期間が長期化するなかで、一部に永住化が進行していく過程を顕わしている。

(4) 入国超過の年齢パターン

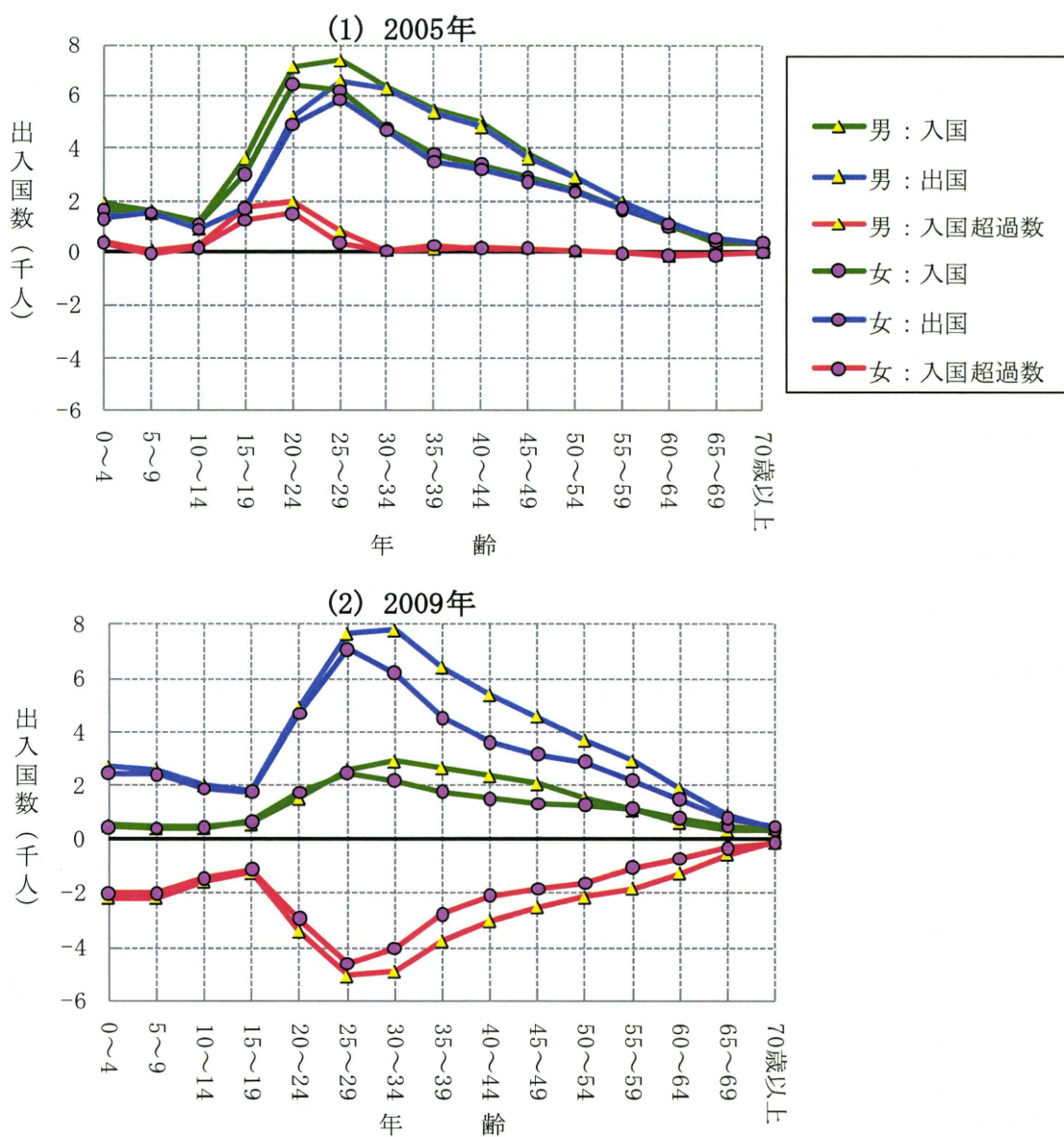
外国人の入国超過が最も顕著な年齢は20歳代前半である。リーマンショックの影響がみられる直近の2008年10月から2009年9月までの公表値では、20歳前後の入国超過数が突出する一方で、20歳代後半以降の出国超過がこれまでにない規模で発生している(図10)。

図10 外国人の年齢別入国超過数



15歳以下の出国超過も顕著であるが、これは親との帯同移動が原因であると考えられる。いずれにせよ、働き盛りの年齢階級の人口が出国超過になっていることは、前述のブラジル人の「定住者」および「日本人の配偶者等」が大幅に出国超過になっていることと符合する。出入国管理統計を用いてブラジル出身者の出入国の年齢パターンの変化を改めて詳細に検証すると、2009年には入国者の大幅な減少と出国者の増加によって20歳代後半をピークに大幅な出国超過が起こったことが明確になる（図11）。国内労働力需要の大幅減に伴って出入国の傾向が一気に転換したことがわかる。

図11 男女年齢別にみたブラジル人の出入国数



法務省『出入国管理統計』

(5) リーマンショック後の状況

2008年以降の国際人口移動にみられる大幅な出国超過は、主として外国人の転出超過に拠るところが大きい。日本人の転出超過の傾向はリーマンショックを経ても基本的に変わりはなく、とりわけ女性の海外長期滞在者が堅調に増加を続けている。その一方で、2008年後半以降に生じた外国人の大規模な出国超過とそれに伴う登録人口の減少は、総人口の減少を顕在化させている。この間に生じた外国人人口の減少は主としてブラジル等の南アメリカ国籍の外国人が牽引しており、アジアをはじめとする他地域の外国人は依然として入国超過が続いている。なかでも中国人人口は毎年数万人単位での入国超過数を保っている。1990年代以降にみられたブラジル人をはじめとする南米国籍人口の変動は、わが国の少子化に伴う若年人口の減少、国内における耐久消費財等の需要減退と供給過剰によるデフレの進行、製品輸出へのシフトと国際的な価格競争の下での低賃金労働力への高い需要、リーマンショックによる世界的な消費停滞と生産停止、円高による輸出への打撃など、近年の社会経済情勢をダイレクトに反映している。そして制度上では、1989年の入管法改正により日系二世、三世の在留資格が認められたことで中南米からの入国者が促進され、逆にリーマンショック後は日系人離職者に対する帰国支援事業（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課）によって帰国を公的に支援する形となった。今後再び同様の現象が起こるか否かは、これからの世界経済情勢やわが国の産業構造の変化、ならびに受け入れ姿勢の行方にかかっているととも考えられる。また、これらの激しい動きは全国一律ではなく、特定の地域に偏在して観測されることから、地域ごとの動向を詳細に分析したうえで、全国的な影響を評価する必要がある。

4. 今後の国際人口移動の展望

外国人の人口動向の定量的な分析からは、短期的な国際情勢の変化にあまり影響を受けていない堅調な部分は今後も一定期間これまでと同様の傾向を示しながら安定的に推移する可能性が示唆されている。なかでも、主に中国人の入国超過が今後も若年人口を中心に安定ないし増加すると仮定すると、わが国の人口減少と高齢化に対して補完的な役割を果たすことになる。一方、韓国・朝鮮あるいは南アメリカ諸国籍等の人口においては、今後新規に若年人口の入国超過数が伸びなければ、永住等に伴う滞在期間の長期化によって総人口の高齢化に寄与する可能性がある。

しかしながら、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、それに伴う原子力発電所事故やその他の災害と物資等の不足、交通事情の悪化、経済活動の混乱等により、外国人の帰国者増や訪日外国人の中長期的な減少が見込まれる。今後の外国人人口の動向を展望するためには、これまで以上に慎重な状況観測が必要となる。

同時に、諸制度の変更が人口統計に及ぼす影響にも留意を要する。2009年から10年にかけて「出入国管理法及び難民認定法」の一部が変更され、「研修」と「特別活動（技能実習）」

の連続した二つの資格を「技能実習」とし、「就学」と「留学」を一本化し「留学」としたうえで資格外活動の規制も緩和された。さらには、台湾と香港居住者に対するワーキングホリデービザの発給、「研究」および「企業内転勤」の在留資格取得の緩和なども行われた。これらの制度変更は2010年7月1日から施行されていることから、今後の出入国と在留人口の公表値、ならびに実際の人口動向への影響が注目される。そして、これまで外国人登録制度の根拠となってきた外国人登録法が2012年までに廃止され、新たに外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行される予定である。

上述の通り、今後の外国人人口に関する分析においては、現実には生じる人口動向と統計制度の変更による影響をともに視野に入れながら、正確な現状把握と客観的な考察がこれまで以上に求められる。

(参考文献)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課 (2011) 『外国人雇用状況の届出状況 (平成22年10月末現在)』

佐々井司・石川晃 (2008) 「わが国における国際人口移動の動向と将来推計人口への影響」『人口問題研究』第64巻第4号

独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2011) 「外国人労働者の諸課題」『Business Labor Trend』February 2011

樋口直人 (2011) 「経済危機後の在日南米人口の推移」『徳島大学社会科学研究』第24号

法務省入国管理局 (2010) 『出入国管理』

人口統計データの信頼性に関する研究

21 人口統計としての行政記録の検証

石川 晃
佐々井 司

はじめに

行政記録にもとづく公的統計は、行政の基礎資料として作成される一方で、人口現象や人口問題を研究するための基礎データとしても極めて重要な役割を担っている。集団の人口ならびに性、年齢等の人口学的基本属性は、経済学や社会学などの社会科学分野において不可欠な情報であるばかりか、生物学、医学、衛生学などの自然科学においても極めて重要な資料である。

わが国の統計は、終戦直後の1947年に統計法¹⁾(旧統計法)が制定されることにより体系化された。同法の第1条には、「この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、および統計制度の改善発達を図ることを目的とする」と記されており、統計行政の法的基盤として重要な役割を担ってきたことがうかがえる。しかし、戦後から今日までの60年間に統計を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。統計情報に対するニーズが多様化する一方で、コンピュータの普及等技術革新によって情報処理能力は向上し、インターネットによる情報の受給方法も大きく様変わりした。さらに近年では、個人情報保護意識の高まり、労働時間の多様化や夫婦共働き世帯の増加などによる昼間不在宅の増加、あるいはオートロックマンション等住居事情の変化などに伴い、調査環境が悪化しつつある。一方、公的統計は各府省がそれぞれの所轄事項について別々に整備するといった分散型の統計機構であったため、重複あるいは相互の整合性に課題があり、その合理化が求められていた。このような背景のもと、2007年5月、60年ぶりに統計法²⁾が改正された。新統計法は、その第1条において公的統計³⁾を「国民にとって合理的な意志決定を行うための基盤となる重要な情報である」と位置づけ、「国民経済の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする」としている⁴⁾。

人口統計分析では主としてこれら公的統計が用いられる。分析に用いられる統計は、その精度は勿論のこと、情報の詳細さや公表の迅速性なども同時に求められる。また、率算出の際には異なる複数の公的統計が分子と分母に組み合わせて用いられるなど、各統計間

¹⁾ 統計法(昭和22年法律第18号)

²⁾ 統計法(平成19年法律第53号)

³⁾ 「公的統計」とは新統計法において、「行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計」と定義している。なお、旧統計法ではそれを「指定統計」といい「政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう」としていた。

⁴⁾ 統計法の改正に伴い2007年10月に統計委員会が発足し、2008年1月総務大臣から統計委員会への諮問(諮問第4号)に対して『「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申』(2008年12月)がまとめられた。

の定義や観察時間（期間）の整合性、統一性も重要になる。とりわけ行政記録（公簿）に基づく統計を用いる場合には、これらの条件が十分に整っているかの検証が大前提となる。行政記録に基づく統計は行政事務の記録を目的として作成されているものが多いという事情があり、法的根拠、統計の客体や属性の定義を十分に理解することが不可欠である。

本稿では、行政記録に基づく人口について、既存データの現状を把握・整理し、さらにはそれらの統計を人口分析に用いる際の課題や問題点について検証する。

1. わが国の人口把握に関連する行政記録に基づく公的統計

わが国における最古の人口調査は、崇神天皇の時代（紀元前 86 年）に行われたといわれる⁵⁾。その後いくつもの戸籍、計帳などの記録が作られたが、全国一斉に本格的な戸籍が作られたのは 670(天智天皇 9)年の「庚午年籍」であるとされる。そして、安土桃山時代、さらに江戸時代には幕府や寺社の作成した人別帳や宗門帳や過去帳が作成された（総務省統計局 1987、日本人口学会 2002）。明治に入り 1871 年には戸籍法が制定され、その翌年「全国戸口調査」が実施された。この調査結果を基に公表された登録人口（本籍人口）は、わが国における初めての公的な悉皆人口統計である。戸籍制度は、住居ごとに調査を行うことを通じて、人口（居住者の属性）把握とその諸情報の登録を目的としている。すなわち戸籍は、国民の登録であるとともに、親族関係や居住地の登録としての機能をあわせもつ制度であった。しかしこの戸籍法は戸籍登録の調査時点を明示しておらず、本籍地が実際の住所地と必ずしも一致していなかった。そのため戸籍上の届出漏れや重複があったとされ、公表されている人口は必ずしも正確ではなかったといわれている⁶⁾（相原 1971）。

そして 1951 年に「住民登録法⁷⁾」が制定され、その第 1 条には「市町村においてその住民を登録することによって、…（略）…、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適性で簡易な処理に資することを目的とする。」と記載されており、この法律の目的の一つが人口把握であることと明記されていた。その後同法は 1967 年に「住民基本台帳法⁸⁾」と改められ、あわせて法律の目的も「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに…（略）…、住民に関する記録を正確かつ

⁵⁾ 崇神天皇 12 年の詔勅により行われた「戸口の校視」が史実に現れた最初の全国的な人口調査であるといわれ、それをもとに課役が賦課されたと伝えられている。

⁶⁾ 1871 年 4 月に太政官より布告された「戸籍法」の第 21 則は「其戸籍ヲ検査スルノ日ハ天下府藩県一般二月一日ヨリ五月十五日ヲ以テ終ルヲ法トスベシ」と規定されており、いつ時点での人口かを明記していなかった。そのため、太政官は調査直前の翌年正月 13 日に「戸籍編制は太陰暦 1 月 29 日現在の人員」との通達を出したが、実際には調査時点の異なる人口が混合していたといわれる。内閣統計局『明治五年以降我国の人口』（1933）によると、1872 年太陰暦正月末日（太陽暦では 3 月 8 日）の本籍人口（調査人口：3312 万人）を基に、無籍人（169 万 7116 人）や内地外在留内地人（1672 人）により補正し（推計人口：3481 万人）公表している。ちなみに、1920 年に最初の国勢調査が実施されたが、その主目的の一つは、わが国の人口を正確に把握し、登録人口を補足することであった。

なお、戸籍法はその後数回の改正を経て、戦後の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）が制定され現法となっている。

⁷⁾ 住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）。

⁸⁾ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）。

統一的に行なう住民基本台帳の制度を定め、…（以下略）」となった。つまり、住民の「公証」、ならびに行政的な「事務処理」のための基礎資料として、住民基本台帳の位置づけが改訂された。なお、この法律によって、戸籍と住民基本台帳との連携が確立し、その後今日まで両制度はリンクされるようになった。

さて、戸籍に基づく人口統計は、戦前については内務省など⁹⁾により、戦後は法務省民事局により公表されている。なお、戸籍から得られる人口は、戸籍帳簿上の人口（本籍人口）であることから、国外在住の日本人が含まれる一方で、日本国内の外国人は含まれない。

戦後は、戸籍帳簿上の人口が本籍人口として『民事・訟務・人権統計年報』¹⁰⁾（法務省）にて公表されるようになった。なお戸籍帳簿には、性、生年月日（年齢）、法律上の配偶関係、夫婦については婚姻の発生日等の事項が記載されており、それら属性情報は人口学にとって極めて貴重である¹¹⁾。

住民登録台帳および住民基本台帳による人口は、本籍人口のうち、国内に居住している日本人人口である。それは、『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』（総務省）によって、毎年3月31日現在の人口が公表されている¹²⁾。なお、その台帳に記載されている事項には、性、生年月日（年齢）、世帯主との関係、住民となった年月等が含まれる。

海外在留の日本人については、旅券法により3ヶ月以上海外に滞在する者はその国の領事館に届出をしなければならぬとされている¹³⁾。その法律に基づく統計は、『海外在留邦人数統計』（外務省）として公表されている¹⁴⁾。

一方、日本に在住する外国人については、外国人登録法¹⁵⁾に基づいて作成される原票の情報から、『外国人登録者統計』（法務省）が公表されている¹⁶⁾。その原票に記載されている事項には、性、生年月日（年齢）、国籍、出生地、在留資格、在留期間など数多くの情報が含まれる。

その他、人口情報が得られる行政記録として、日本における不法滞在外国人人口に関する

⁹⁾ 明治5年～明治30年までは内務省により、明治31年～昭和11年までは内閣統計局が行った。その統計は、内務省『明治19年日本全国戸口表』、『日本帝国民籍戸口表』、内務統計局『日本帝国統計年鑑』に掲載されている。

¹⁰⁾ 『民事・訟務・人権統計年報』は、それ以前の『登記統計要旨』『登記統計年報』『登記・訟務・人権統計年報』につづくものであるが、戸籍関係の統計は、『民事・訟務・人権統計年報』昭和36年(1973年刊行)から掲載されるようになった。掲載内容は、各年3月31日現在本籍数、本籍人口ならびに種類別届出件数（年度）が掲載されている（2006年度以降インターネットにて公表）。

¹¹⁾ 公表されている統計は、本籍数、本籍人口ならびに出生、死亡等「種類別届出件数」の総数のみである。

¹²⁾ 1952年以降、性、都道府県別人口および世帯数について、1994年からはさらに年齢（5歳階級）別人口が公表されるようになった。なお集計時点は、1952年には7月31日現在であったが、1953年以降は3月31日現在人口になっている。

¹³⁾ 旅券法（昭和26年法律第267号）第16条「旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。」

¹⁴⁾ 1960年および1968年以降毎年10月1日現在の性別人口が公表されている。

¹⁵⁾ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）。

¹⁶⁾ 1947年以降60年までは『外国人登録国籍別人員調査』に掲載されていたが、61年以降は『出入国管理統計年報』にも掲載されるようになった。なお、各年12月末現在人口である。

る『不法残留者数』¹⁷⁾ (法務省)、『海外在留邦人子女数統計 (長期滞在者)』 (外務省) や 100 歳以上の日本人人口を全数把握するための資料として『全国高齢者名簿』¹⁸⁾ (厚生労働省) などがある。

以上は人口に関する静態統計であるが、動態統計としては、戸籍法¹⁹⁾を根拠とした届出に基づく出生、死亡、婚姻、離婚に関する情報が『人口動態統計』 (厚生労働省) により公表されている²⁰⁾。また国内の (日本人の) 人口移動数は住民基本台帳法に基づく『住民基本台帳人口移動報告』 (総務省) により、さらにわが国の国際人口移動は、出入国管理および難民認定法に基づく『出入国管理統計』 (法務省) によって公表されている。

2. 行政記録に基づく日本の人口

はじめに行政記録に基づく公的統計を用いて、日本人人口について検証を行う。なお、日本人とは日本国籍を有する者を指す²¹⁾ことから、ここでは戸籍に記載されている人口 (これを本籍人口という) を日本人人口とした。

日本人は国内に在住する者と海外に在住する者に分けることができる。まず、日本に住民として登録している日本人人口は「住民基本台帳」によって得られる。そして、海外に在住する日本人人口は「海外在留邦人」によって得られるので、両者を加えることによりすべての日本人人口 (これを本籍人口と区別するために“台帳人口”と呼ぶ) を求めた。

ただし、公表されている「本籍人口」ならびに「住民基本台帳に基づく人口」の集計時点は 3 月 31 日現在であるのに対し、「海外在留邦人」は 10 月 1 日現在である。10 月 1 日は、3 月 31 日と翌年 3 月 31 日とのほぼ中央時点に相当することから、「本籍人口」と「住民基本台帳に基づく人口」については、当年の人口と翌年の人口との平均値を 10 月 1 日現在人口とし、時期を統一して用いた (図表 1)。

本籍人口と台帳人口とを比較すると、両者の推移傾向はほぼ同じであるものの、本籍人口が台帳人口よりも一貫して多くなっている。その差をみると、1960 年代半ばまではほぼ 200 万人以下であったが、70 年代には 300 万人台、80 年代には 400 万人以上とその差は拡大している。しかし 90 年代になると縮小傾向を示すようになり、直近(2007 年)では 160

¹⁷⁾ 1990 年以降公表されるようになった。1990 年は 7 月 1 日現在人口であったが、その後 95 年まで 5 月 1 日と 11 月 1 日の 2 回公表された。そして、96 年には 5 月 1 日と必ずしも統一されていなかったが、1997 年以降 1 月 1 日現在の人口に統一された。

¹⁸⁾ 厚生労働省は「敬老の日」にちなんで 100 歳以上高齢者の名簿を 1963 以降公表していた。その名簿は、各年 9 月 1 日現在の性、年齢 (各歳) 別人口が集計されていたが、2007 年以降名前の公表は廃止され、統計も 100 歳以上一括の表章となった。

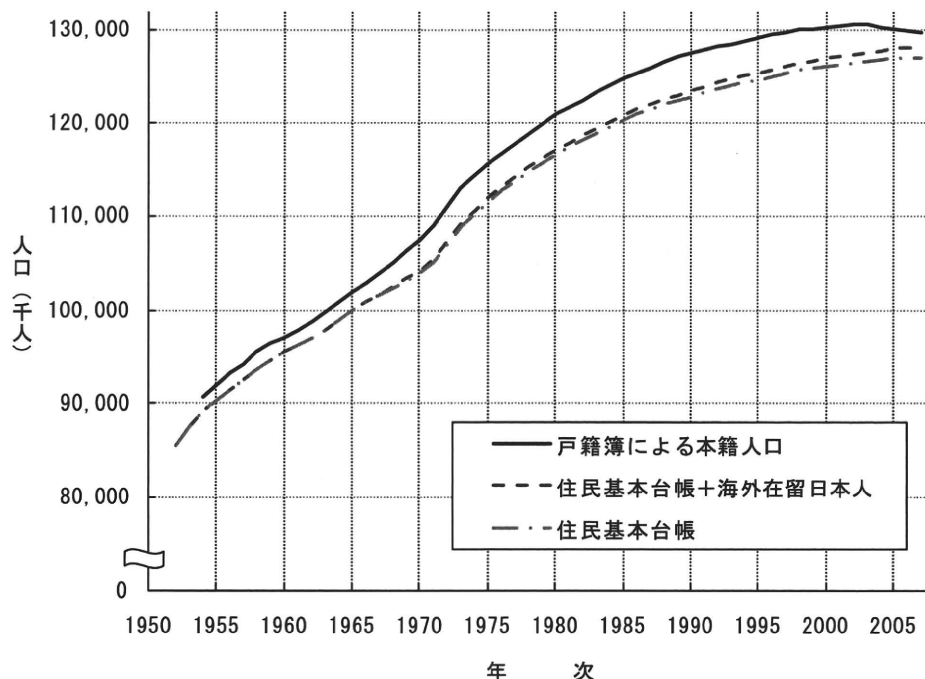
¹⁹⁾ 1971 年太政官布告第 170 号による「戸籍法」が全面的に廃止され、1898 年に新たな「戸籍法」 (明治 31 年法律第 12 号) が制定された。その翌年から現在の人口動態統計制度として行われている。

²⁰⁾ 海外における日本人の戸籍統計は『戸籍・国籍関係届書件数』 (外務省) が公表されている。

²¹⁾ 日本人とは、一般に「日本の国籍を持つもの」として用いられているが、国籍法では国籍の取得方法等に関する規定はあるものの、その記録制度は規定されていない。また、戸籍法にもその人的要件 (日本国籍を有するなど) は明記されていない。しかし、実際には戸籍が事実上の国籍登録制度であり、日本国民証明の役割を果たしていることから、ここでは日本人を戸籍に記載されている者とした。

万人にまでその差が縮まっている。なお、本籍人口は2002年の1億3065万人をピークに減少しはじめたが、台帳人口は2006年に前年比で2500人ほど減少したものの2007年には再び増加に転じている。

図表1 日本人全人口



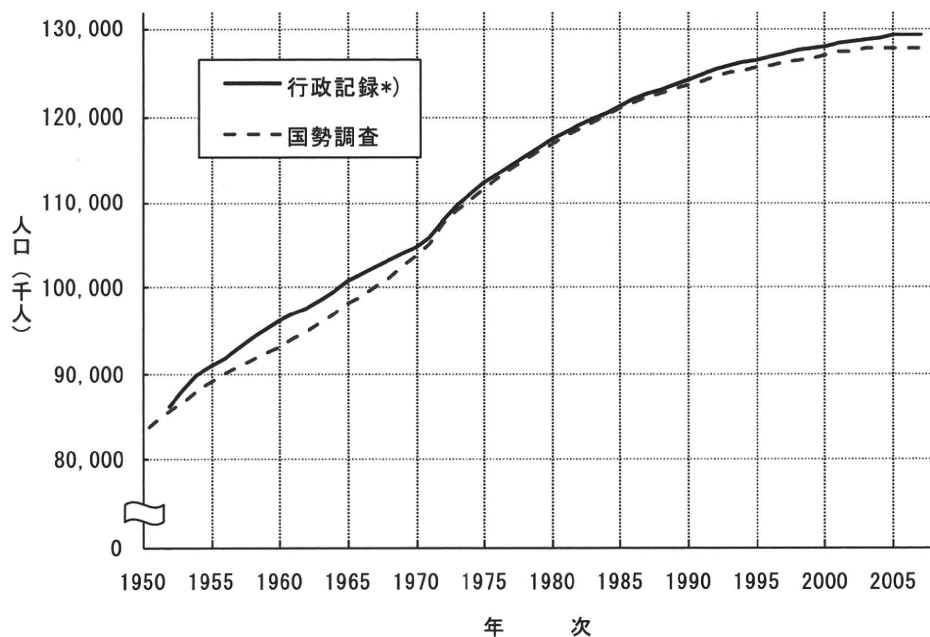
*) 各年10月1日現在人口 (推計値)

つぎに、日本の総人口についてみてみよう。総人口とは、日本に在住するすべての人口、すなわち日本人と外国人を含めた人口のことをいう。日本に在住する日本人人口は前述したように「住民基本台帳」によって得られる。また、外国人については「外国人登録者統計」と「不法残留者数」によって得られる。ただし、外国人登録者には不法残留者の一部が含まれている。そのため、外国人登録者に不法残留者を加えて在住外国人とすると、「登録者のうちの不法残留者」が重複することになる。ところで、不法残留者には外国人登録を必要としない「短期滞在」で入国している者が最も多い²²⁾。すなわち、観光等により入国して滞在期限切れ後もそのまま残留し続けるケースである。したがって、不法残留者のうち短期滞在で入国した者以外は概ね外国人登録をしているとみなすことができる。以上のことから、日本に在住する外国人人口は、登録外国人に不法滞在者のうちの短期滞在者を加えた人口とした。なお、「外国人登録者統計」は12月31日現在人口であり、「不法残留者数」によって在留資格別に統計が得られるのは1992年からで、しかもそれ以降1996年までは5月1日現在、1997年以降は1月1日現在の人口である。そ

²²⁾ 不法残留者に占める短期滞在者の割合は、1992年には84%と高く、その後減少傾向を示しているものの2009年では68%である。

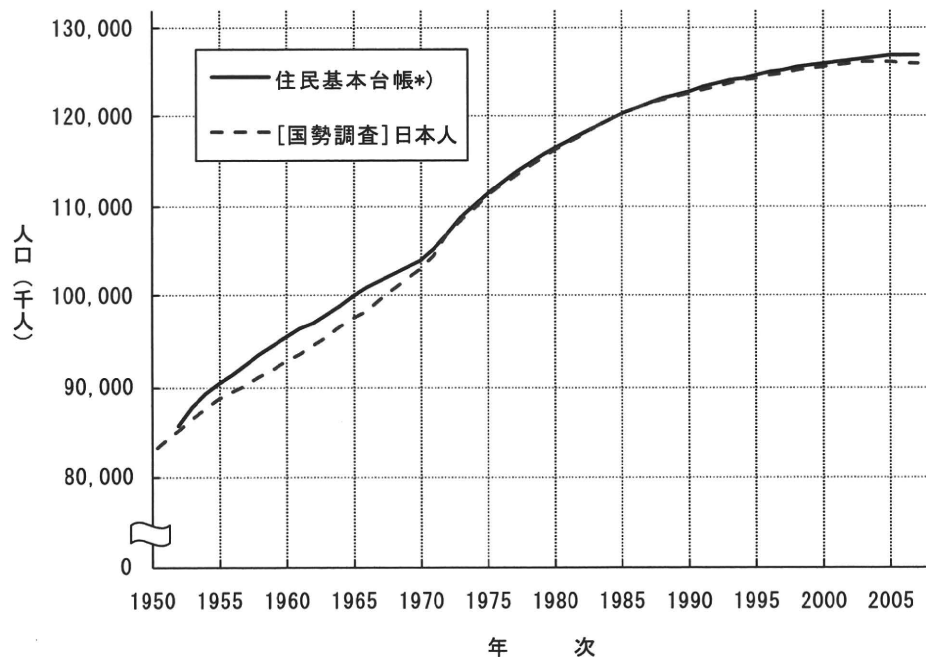
ここで、それら既知のデータを用いて各年10月1日現在人口を推計した²³⁾(図表2)。

図表2 総人口の比較



*) 行政記録(10月1日現在推計値) : 住基人口+登録外国人+不法在留外国人

図表3 日本人人口の比較



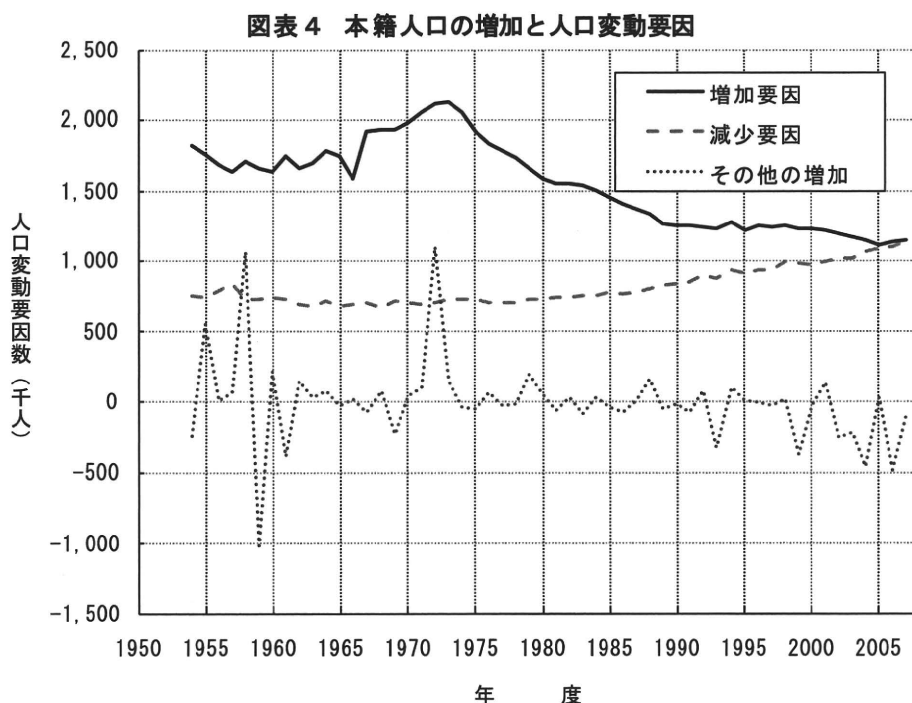
*) 10月1日現在(推計値)

²³⁾ データの得られる時点間の人口変化は、直線的に変化をするものとして、10月1日現在人口を補間推計した。

以上の行政記録に基づく人口と、国勢調査による人口とを比較してみよう。行政記録に基づく総人口は1952年から1970年までの間、国勢調査の総人口よりも顕著に多く、1960年時点で270万人の差がみられる。それが70年代になると急減し、80年代半ばになると10万人台にまで縮小した。しかし、近年になると再びその差は拡大している。なお、日本人人口についても同様に比較をすると、両者の推移傾向はほぼ同じであるが、近年における乖離は総人口に比べると小さい。このことから、近年において総人口の差が拡大している原因は外国人人口の影響によるものであると考えられる（図表3）。

3. 行政記録を人口統計分析に用いる際の留意点

戸籍簿や住民登録台帳などの行政記録は、原則として各種の届出に基づく。そして、それら公簿に記載された事項について集計したものが統計として利用される。ただし、公簿に記載された内容が事実と異なると判明した場合には、必ずしも届出によらず、職権によって削除や追加あるいは変更がされることがある²⁴⁾。そのため、行政記録に基づく統計には数値をみるうえで留意すべき点が多い。そこで、それらの統計を分析に用いる際の問題点について整理をしておこう。



法務省『民事・訟務・人権統計年報』、『法務年鑑』

²⁴⁾ 戸籍の訂正は、原則として関係当事者の届出（申請）によるが、その記載に錯誤若しくは遺漏が発見された場合には、市町村長は本人にその旨通知しなければならない。しかし、「その通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。」（戸籍法第24条第2項）としている。これを戸籍の職権訂正という。

まず、基本となる戸籍に基づく人口（本籍人口）について検証する。戸籍の記載は原則届出に基づくため、届出を怠った場合には、「日本人であるのに無戸籍」あるいは「日本国籍を喪失して日本人ではないのに戸籍がある」といった矛盾が生じる。また、戸籍事務は形式審査であるため、虚偽又は錯誤の届出によって誤った戸籍が作られるおそれがある。さらに、戸籍管掌者の過誤により誤戸籍が作られる場合や作られるべき戸籍が作られない可能性もある。

つぎに、本籍人口と人口動態との関係のみてみよう（図表4）。ある期間の人口は、出生数分増加し、死亡数分減少する。さらに、人口移動、すなわち転出と転入の差分も増加する。ただし本籍人口は地理的要件に左右されないため、人口移動による影響を受けない。本籍人口の変動は、出生、国籍取得、帰化、就籍により増加し、死亡、失踪、国籍喪失によって減少する。すなわち、出生、死亡など人口動態の件数をフローとすれば、本籍人口はストックという関係にあり、本籍人口の増加は、出生と死亡の差分と国籍異動等²⁵⁾の人口動態数の増加分に等しいことになる。ところが、実際の本籍人口の変動は、それら人口動態数による変動とは必ずしも一致しない。代表的な例として、死亡届が出されたもののそれが身元不明者であったケースを考えてみよう。その場合、死亡届が出されたので当然死亡数にはカウントされる。ところが、身元不明であるために特定の者の戸籍に反映することはできない。すなわち、実際の死亡者は戸籍上では抹消されず生存していることになる²⁶⁾。このようなケースは、上述の台帳人口と国勢調査人口との乖離を生じさせる主要因となっている。

さらに、本籍人口の変化とその変動要因についてみると、実際には諸事象が発生していない場合でも法改正や通達によって突発的に戸籍人口が変化することがある。例えば、1957年度の死亡数はその前後の年に比べ顕著に多い。これは同年「戸籍改製事務処理要項」の通達²⁷⁾が出されたことにより、高齢者で消息不明であることが確実な戸籍を死亡として処理したことが影響している。

つぎに、行政記録にもとづいて集計された統計では、過去の年次・年度の数値が新たに公表される際に更新される場合がある。具体的な例を挙げてみよう。例えば、ある年（ t 年）に出された死亡届に記載されている死亡年が5年前（ $t-5$ 年）であったとすると、

²⁵⁾ 国籍異動には、帰化（外国人が日本国籍の取得）、国籍取得（認知された子の国籍取得など）、国籍喪失（外国籍取得や国籍離脱の届出など）、就籍（戸籍に記載されていない人が「就籍届」により新たに戸籍を作る）、失踪（不在者の生死不明の状態が一定期間継続した場合、死亡したものとみなす）がある。

²⁶⁾ このようなケースの場合に、そのまま放置しておく戸籍上何歳までも生存してしまうことになる。そこで、「失踪届」（死亡に準ずる扱い）や「100歳以上の高齢者については、その者の所在が不明で、かつ、その生死及び所在につき調査の資料を求める事ができない場合に限り、戸籍謄本及びその附票の写しのみによって、職権削除の許可をすることができる。」として高齢者削除（戸籍実務六法）による処理を行っている。しかし、その間は戸籍には記載されていることになり、本籍人口は実際人口より多くなってしまふことになる。

²⁷⁾ 1957年8月に戸籍削除の手続きについて次のような通達があった。「100歳以上で生死不明の者については、監督法務局又は地方法務局の長の許可を得て死亡を原因として除籍し、整理しておくこと」また、「90歳以上100歳以下の高齢者の場合は、戸籍の附票に住所の記載がなく、かつ関係者から戸籍削除の申し出があった場合に限る」（民事甲第1358号通達）

実際の死亡の発生は $t - 5$ 年であるため、このケースは $t - 5$ 年の死亡数に加えられるべきである。そうすると $t - 5$ 年における死亡数は、その年に死亡した者の届出が完全に無くなるまで毎年追加されてしまうことになり、年々公表される時系列表も変化してしまう。これは、単に過去における死亡数の改訂にとどまらず、「人口推計」のように死亡数をもとにして算出される人口にも影響を及ぼす。そのような届出の遅れに伴う統計数値の変動は、届出による統計の最も大きな問題点であろう²⁸⁾。

以上の問題は住民基本台帳でも同様に存在するが、住民基本台帳ではさらに人口移動が大きく影響する。それは、実際の居住地と住民登録している住所とが異なる場合であり、地域分析を行う際に特に注意を要する。地域人口を分析する場合、登録人口よりも実際に常住している人口を必要とすることが多い。地域の死亡分析を例に挙げると、死亡者の死亡届に記載される住所が（戸籍法にもとづくため）住民登録されている住所であることから²⁹⁾、死亡の発生母数である人口には、常住人口ではなく、住民基本台帳による人口を用いるのが妥当であり、整合性があるように思われる。そこで、住民基本台帳にもとづく人口について検討しておこう。まず、住民基本台帳による人口と国勢調査の人口（および、それにもとづく推計人口）とを比較すると、常に住民基本台帳の人口の方が多くなっている。その原因について井上（1970）は、1967年までの住民登録法とその後改正された住民基本台帳法で転出入の手続きに大きな変更があったことを指摘している。1967年10月以前（住民登録法）は、新たな転入者は転入する市町村に転入届を出すだけであった³⁰⁾。そして、転入届が出された後それを受理した市町村から転入届に記載された元住所の市町村に連絡がなされることにより、元住所の市町村が転出の処理を行うというシステムになっていた。なお、制度の発足前には、当然すべての者が未登録であるため、発足後数年間はそのような未登録者の元住所は「前住所なし」として事務処理が行われていた。そのため、すでに登録されている者が転入地に提出する転入届のなかに元住所を記入しなかった場合には、元住所の登録が削除されないまま転入地で新たに住民登録されるため、その者は二重登録になってしまう。また、転入届を受理した新住所地の市町村は元住所地の市町村に通知をすることになってはいるが、「いつまでに」といった期限が明確ではなかった³¹⁾。そのため、通知が何らかの事情で長期間にわたって滞った場合、あるいは行われない場合にも二重登録となってしまう。しかし、1967年に住民基本台帳法が制定されたことで、転居

²⁸⁾ 戦前の本籍人口は、該当年次における戸籍帳簿上の人数を集計したものではなく、公表後明らかになった漏れ等の修正や該当年以降になって届け出た出生、死亡のといった事象を基にして遡及修正が行っていたため、すでに公表された過去の年次の数値が後の統計資料では随時変更されている。

なお、『人口動態統計』における届出遅れの処理は、届出のあった年に「届出遅れ」として表章し、その年の件数には含まれない。また、事象の発生年に加えていない。

²⁹⁾ ただし住所不明の場合には、発生地による。

³⁰⁾ 住民登録法では転出届はないが、国外に転出する場合には「国外移住届」（第25条）を出さなければならない。

³¹⁾ 第6条第3項「住所地の変更があつたときは、新住所地の市町村は、前2項の規定による手続をした後遅滞なくその旨を従前の住所地の市町村に通知しなければならない。」とある。なお、前2項は、住民票の作成ならびに記載に関する項目である。

する者は、元の住所地の市町村に転出届を出し転出証明書の発行を受けた後、新住所の市町村に転入届を転出証明書とともに提出することになった。そのため転出元の市町村では、転出先市町村からの通知を待たずして、転出届に記載された「転出予定日」にもとづいて台帳から住民登録を削除することが可能になった。これにより旧制度のような二重登録問題は解消されることになった反面、転出届をした者が新たな住所地で転入届を出さない、あるいは出せない場合には、いずれの台帳にも登録されない未登録人口が生じるという別の問題が起こる。転入届の提出が「転出予定日」よりも遅れて出された場合にも、その期間については未登録人口となってしまう。

つぎに外国人登録にもとづく日本に在住する外国人人口について検討する。外国人登録法では、「外国人は日本に上陸した日から 90 日以内に登録の申請をしなければならない」とされ、登録原票に諸情報が記載される³²⁾。そして、その外国人の出国、死亡、日本国籍取得等によって登録証明書が返納され、登録原票は閉鎖される。登録外国人人口とは、その登録原票にもとづく人口である。外国人登録義務の発生は、滞在期間が 90 日以上であると法律上明記されているわけではないが、実際には「90 日以上滞在する場合には…」として運用されている。そして、登録された者は、登録事項の確認のため一定期間を経過した後、確認（登録証明書の切替交付）申請が義務づけられている。しかし、その申請が行われない場合、あるいは、在留期間を超過した場合であっても、直ちにその登録原票が閉鎖されるわけではない。そのため、そのような者が仮に死亡していた場合であっても、登録外国人数には反映されないことになる。ちなみに、そのような滞在期間経過後も滞在している者については「不法残留者」として別途統計がとられている³³⁾。不法残留者には、正規の入国手続きによらないで入国した者と滞在期限の切れた者が含まれる。滞在期限が切れた者は、外国人登録をした者と登録の必要がない観光等一時滞在者（90 以内の滞在者）からなる。したがって、日本に在住する外国人人口は、登録外国人人口とイコールではない。また、登録外国人人口に不法残留者を加えると、不法残留者には登録外国人の一部も含まれるため重複が生じる。

海外在留の日本人については、上述の通り、旅券法により 3 ヶ月以上海外に滞在中のものはその国の領事館に届出をしなければならぬが、必ずしもすべてが届け出られているわけではないことから、届出を基礎資料としながらも別途調査結果によって補足されたものが『海外在留邦人数調査統計』（外務省領事局政策課）として発表されている³⁴⁾。そのため、他の行政記録統計とは異なり、行政記録に調査結果を加えた統計になっている。

³²⁾ 外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 3 条 1 項には、他に「本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法第 3 章 に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれその外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から 60 日以内に、～(略)登録の申請をしなければならない。」とある。

³³⁾ 1990 年以降毎年、法務省入国管理局『不法残留者数』によって公表している。

³⁴⁾ 『海外在留邦人数統計』によると、届出の他に「在留届を提出していない邦人もいるので、日系進出企業、日本人会、邦人研究者・留学生が在籍する大学、研究機関、各種学校等に調査票を配布し、協力を求めた」と、調査によるものであることが明記されている。

4. おわりに ～行政記録統計の整備、充実の必要性～

以上、行政記録にもとづく統計のうち人口把握が可能な統計について、その変遷と現状を考察し、さらにはそれら統計を用いた人口の検証を行うことを通して、各統計の課題を明らかにしてきた。

新統計法第5条第1項には「総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人および世帯に関する全数調査を行い、これにもとづく統計を作成しなければならない。」と記載され、「第2章 公的統計の作成」「第1節 基幹統計」のはじめには国勢調査についての記述がある。これは、国勢調査がわが国の人口、世帯の把握をはじめ、様々な属性（状態）の実態を明らかにするうえで欠かせない最も基本となる統計であることを明示するものである。しかしながら、国勢調査は、「実地調査」であるため、調査実施に影響を及ぼす様々な社会環境の変化のなかで多くの課題に直面している。特に調査環境の悪化は、統計の神髄である「正確性」を損なわせる原因になることが危惧されている。それに対し行政記録（届出・登録）にもとづく統計は、そのような調査環境による影響を比較的受けにくく、またより詳細で迅速に情報が得られるという利点がある。そこで本稿では、行政記録にもとづく統計のうち人口把握が可能な統計について、その変遷と現状を考察し、さらにはそれら統計を用いた人口の検証を行うことを通して、各統計の課題について整理を行った。

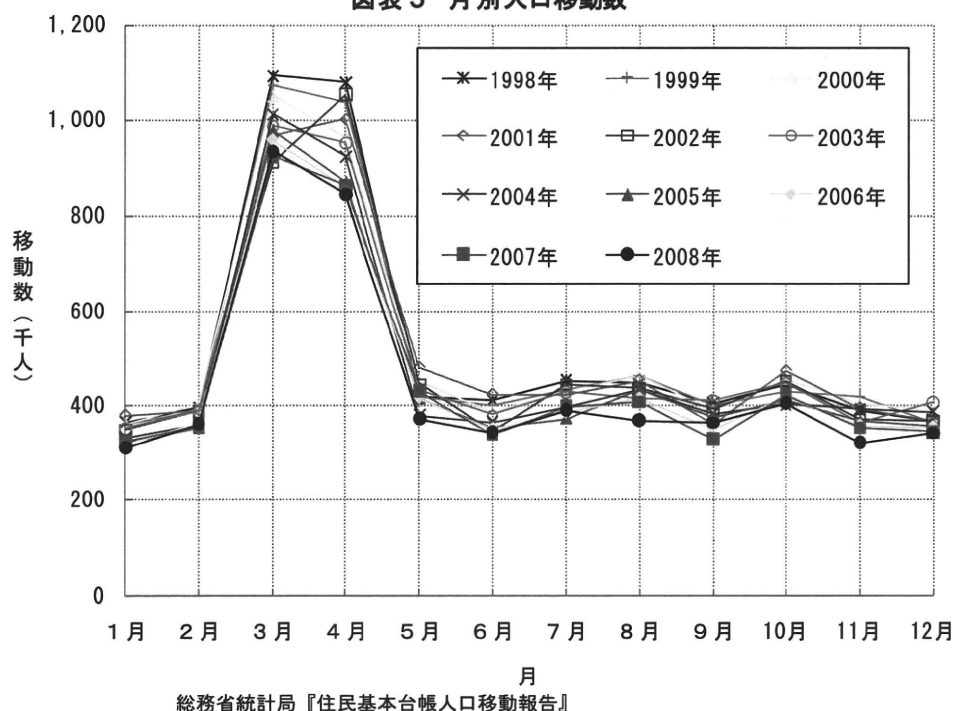
行政記録にもとづく統計は、法律に義務づけられた様々な「届出」の件数を集計したものである。そもそも統計分析を目的としたものではないため、行政の公簿原票に掲載されている多くの貴重な登録情報が未集計である。

本籍人口の変動要因である出生や死亡などの動態統計は当該年次に行われた登録処理件数であり、その年に発生したイベント件数ではないことにも留意が必要である。すなわち、人口動態統計における出生、死亡、婚姻、離婚などの集計値の多くが、調査当該年に（発生しかつ）届け出られたものであり、統計数値の時系列変化が実勢に近い推移を表しているのに対して、本籍人口は届出遅れや過去に発生した事件の処理の方法によってその数値が影響を受ける。

また、登録にもとづく日本人人口の場合、死亡や失踪等で個人を特定できないケースは戸籍や住民基本台帳の原票に反映することができないことから、人口には即時反映されない。そのため、一定期間、戸籍や住民基本台帳人口が実際の人口よりも多くなっている可能性がある。現状においては、戸籍上の整理をするための行政措置として「高齢者の戸籍消除」が行われることで、過去の死亡や失踪等が人口数に反映されている。

なお、人口静態統計を用いた分析を行う際には、その調査時期に留意する必要がある。行政記録という性格上、年度単位で報告書が作成されることが多く、調査時期として年度末（3月31日）が採用されることが多くなる。しかし、人口の把握の点からすれば“最悪”の時期である。この年度末の前後は最も人口移動の多い時期であり、それに伴って人口変動が最も大きい（図表5）。

図表5 月別人口移動数



そのため、人口の分析を行うためには、動態の期間を暦年（1～12月）とし、人口は1月1日現在での観察が最も望ましいと考える。人口動態率を例に挙げると、分母は1月から12月の1年間で、その発生母数は同期間の延べ人口を用いるのが適切である。さらに、年齢別人口は生年別人口を意味するため、コーホート分析を行う場合、生年別データが不可欠であることを鑑みれば、1月1日現在の人口が最適である。

さらに、複数の異なる種類の統計を用いて率を算出し分析に用いる際には、分母と分子相互の調査時期や期間の整合性、属性の統一性などが問題となる。特に属性については留意すべき点が多い。例えば離婚の分析を行う場合、離婚は結婚状態から発生するため、分析では離婚件数を有配偶人口で除した率を用いることがある。しかし有配偶人口には事実婚を含んでいるため、仮に同棲等が増加した場合には離婚率が実態に比して過小になる可能性がある。離婚は本来婚姻関係の解消を意味することから、分母人口には（法律にもとづく）婚姻状態を用いるべきである。しかし、法律婚にもとづく（状態別）人口統計は存在しないため、有配偶人口によって代用されているのが現状である。また、人口動態統計における発生件数は、日本に在住する日本人についてのものであるため、率算出の分母人口には通常日本人人口が用いられている。ところが出生を例にとると、外国人の母と日本人の夫の子は日本人であるため人口動態統計では出生数に計上される。すなわち、外国人の増加によってそのようなケースが増加した場合、出生率の分母人口に日本人女子人口を用いると率は過大になる可能性がある。ところが、外国人の出生数については詳細な集計が行われていないため、厳密な対応には限界がある。

以上のように、現状では率算出の際には用いる統計に対する十分な理解と検討が必要であると同時に、今後、適切な率算出が可能となる統計自体の整備が進められることを期待したい。参考となる統計は、主として、厚生労働省、総務省、法務省、外務省などが個々の目的に応じて集計と公表を行っている。各省庁によって公表する集計値の期間や時期、場合によっては定義さえ異なることもある。行政記録にもとづく統計は極めて有用で貴重な情報を有している。定義の統一をはじめ、分析目的に合わせて統計の観測時期や期間を適切に選択できるよう、集計と公表の仕方に工夫が求められる。

人口を分析する際に「国勢調査」による結果は、人口の実態把握には欠かすことのできない統計であることはいうまでもない。しかし近年では、調査環境の悪化あるいは調査項目の制約などにより、詳細な分析を行うのに十分な状況ではなくなりつつある。一方、行政記録にもとづく人口統計にも多くの問題点が内在している。将来人口推計においても手法の更なる向上とあわせて、分析に用いる統計データの精査と有効な活用が急務となっている。このような状況の下、統計法の改正に伴い公的統計の整備、充実に向けての取り組みが進められている。他方、現在日本に在住する日本人は「住民基本台帳」、外国人については「外国人登録」と、異種の制度によって別々に人口が把握されているが、両制度を一元化し「住民基本台帳」に外国人を含める改訂が 2012 年の施行に向けて進められている。これを機会に、行政記録にもとづく統計の利用環境がより一層改善されることが切望される。

【参考文献】

相原茂・鮫島龍行（1971）『統計日本経済』筑摩書房 pp28-51

井上俊一（1970）「住民基本台帳人口と統計局推計人口の比較」『統計局研究彙報』第 19 号、
総理府統計局

総務庁統計局（1987）『日本長期統計総覧第 1 巻』日本統計協会 p32

日本人人口学会編（2002）『人口大事典』培風館 pp357-358